

財政指標や公会計制度から見る財政状況

財政健全化法に基づく指標は、地方債残高の確実な減少などにより適正値を維持しました。一方、公会計制度(注)における貸借対照表では、公共施設の整備などにより純資産が28億(連結決算では31億)増えるなど、改善傾向を示していますが、行政コスト計算書では社会保障費の増加に伴い、一般財源負担も増加しています。

注) 公会計制度…従来の会計制度で対応していない「発生主義・複式簿記」の採用などにより企業会計に近い基準で市の財務状況を表すもの

●主な財政指標

指標名	平成24年度	平成23年度	内容
財政力指数 ※()は単年度指数	0.939 (0.936)	0.979 (0.945)	地方自治体の財政力を判断する理論上の指数。3カ年の平均値で示し、単年度で指数が1を下回ると収入不足団体となり、国から交付税が交付される。日野市は平成22年度から交付団体。
経常収支比率	92.6%	94.5%	財政構造の硬直性を示すもので、数値が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなる。
人件費比率	16.4%	16.6%	歳出総額に占める人件費の割合を示す指標。
実質赤字比率 (赤字なし)	-	-	一般会計と土地区画整理事業特別会計における赤字額の程度を示す指標。
連結実質赤字比率 (赤字なし)	-	-	上記2つの会計に加え、すべての特別会計を含めた日野市全体としての赤字額の程度を示す指標。
実質公債費比率	1.1%	1.0%	公共事業に要した借金の返済や下水道・病院、一部事務組合の借金で、市が負担すべきと推計される額などの大きさを示す指標。
将来負担比率	35.2%	43.3%	将来にわたって市が負担していかなければならない負債の残高(借金の残高など)の大きさを示す指標。
資金不足比率 (赤字なし)	-	-	公営企業会計(病院事業、下水道事業)における資金不足額(赤字の程度)を示した指標。

●貸借対照表

単位: 億円

資産の部	普通会計	連結決算
公共資産	1,789	2,513
投資など	186	137
流動資産	62	97
資産合計(前年度比)	2,037 (+15)	2,747 (△5)
負債の部	普通会計	連結決算
固定負債	413	770
流動負債	45	177
負債合計(前年度比)	458 (△13)	947 (△36)
純資産の部	普通会計	連結決算
純資産合計(前年度比)	1,579 (+28)	1,800 (+31)
負債および純資産合計	2,037 (+15)	2,747 (△5)

●行政コスト計算表

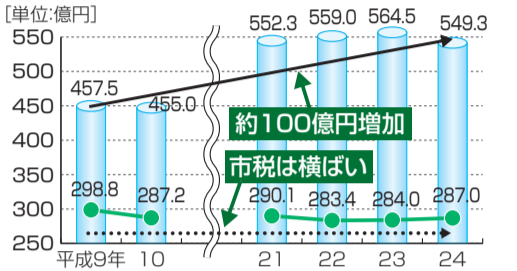
単位: 億円

区分	普通会計	連結決算
経常行政コスト	507	997
人にかかるコスト	97	142
物にかかるコスト	132	195
移転支的コスト	272	630
その他のコスト	6	30
経常収益	26	383
使用料・手数料	15	16
分担金・負担金・寄附金	11	197
保険料	0	76
事業収益	0	90
その他	0	4
純経常行政コスト (経常経費-経常収益)	481	614

●経年比較でみる財政状況

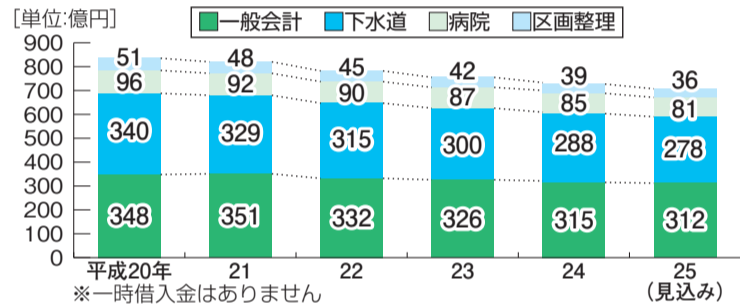
税金が伸び悩む中、社会的支援を必要とする市民へのサービス(扶助費)などが年々増加し、歳出総額全体では15年前と比べ約100億円増えていきます。基金(貯金)の取り崩しや借金による補てんが常態化するなど、財政運営は依然厳しい状況が続いています。

歳出と市税の状況



●市債残高の状況

市債とは、学校の耐震化や道路の整備など、その年度の税収だけでは予算措置できない多額の資金を必要とする事業を実施するために、国や銀行から借り入れる借金のことです。必要最小限の事業に対して、計画的な借り入れにより、市債残高は減少しています。



●基金・市有財産 (平成25年3月31日現在)

土地	166万6,441㎡
建物	34万8,533㎡
財政調整基金	35億8,699万円
減債基金	2億4,694万円
その他特定目的基金	84億7,850万円
合計	123億1,243万円

※基金とは、将来必要となる行政サービスの提供に備えた積立金。家計における「預貯金」

●各会計別予算執行状況 (平成25年9月30日現在)

会計名	予算現額	収入済額	支出済額
一般会計	565億8,471万円	289億5,476万円	222億518万円
国民健康保険特別会計	173億9,405万円	79億7,200万円	71億4,390万円
土地区画整理事業特別会計	32億820万円	1億552万円	7,490万円
下水道事業特別会計	50億8,184万円	20億8,837万円	19億4,638万円
介護保険特別会計	108億5,295万円	44億1,154万円	45億851万円
後期高齢者医療特別会計	34億1,491万円	14億2,746万円	10億9,140万円
市立病院事業会計(収入)	80億5,694万円	29億4,139万円	-
市立病院事業会計(支出)	80億5,694万円	-	31億8,136万円

※市立病院事業会計においては「資本的収入および支出」は除く

国民年金はみんなが加入者です

国民年金は、日本に住む20~60歳の全ての人が加入し、老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより本人や家族の生活の安定が損なわれることのないよう、みんなで保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。広報今号では、制度の概要についてお知らせします。

岡立川年金事務所 (☎523-0352)、市保険年金課年係

■加入者の種類

保険料の納め方の違いなどにより、3種類に分けられます。

- 第1号被保険者…自営業、学生、フリーターなど
- 第2号被保険者…厚生年金保険や共済組合に加入している会社員や公務員など
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

■次の方は希望により任意加入することができます

- ①60歳以上65歳未満の方で、満額の老齢基礎年金に満たない方
- ②老齢基礎年金の受給資格を満たしていない昭和40年4月1日以前に生まれた方で、70歳までの間に受給資格が発生する見込みの方
- ③日本人で外国に住んでいる20歳以上65歳未満の方

■国民年金保険料は1カ月1万5千400円です(平成25年度)

第1号被保険者の方は、保険料をご自分で納めないと、将来年金が受けられません。第2号・第3号被保険者の方は、加入する厚生年金や共済組合などの制度でまとめて支払っているので、ご自分で納める必要はありません。

なお、第1号被保険者で将来の年金を多く受けたい方は、1カ月400円の付加保険料を納めることができます。

■保険料の納め方

日本年金機構から送付された納付書で、各金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。また、クレジットカードやインターネットを利用した納付も可能です。

なお、保険料をあらかじめ6カ月、1年分単位で納めると割り引きされる前納制度があります。

▶便利でお得な口座振替のご利用を

納め忘れがない口座振替がご利用になれます。ご希望の方は、直接、金融機関や郵便局で手続きをしてください。

なお、当月保険料を当月末に引き落とすことにより月々50円割り引きされる早割り制度や、現金納付より割引額が多い6カ月前納・1年前納があります。

■国民年金保険料を納めることが困難な方へ

納付に困ったときは、ご相談ください。

▶法定免除

生活保護法による生活扶助や障害年金(1級・2級)を受けている方は、届け出をすると保険料の全額が免除されます(障害年金3級の方でも該当する場合があります)。

▶申請免除

保険料の全額が免除される全額免除と、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除となる一部納付があります。承認は、本人、配偶者、世帯主それぞれの前年の所得に基づき判定されます。

▶若年者納付猶予制度~30歳未満の方が対象

30歳未満の本人および配偶者の前年の所得が全額免除基準以下の場合、同居している世帯主の所得にかかわらず、申請して承認されれば保険料納付が猶予されます。

▶学生納付特例制度

学校法人などの学生は、本人の前年所得が118万円以下の場合、申請して承認されれば保険料納付が猶予されます。

【申請手続き】免除申請、若年者納付猶予申請には年金手帳、審査対象者の平成24年中の所得証明書(平成25年1月2日以降転入された方のみ)、学生納付特例の申請は学生証、年金手帳が必要です。

以上、いずれも保険料の免除などが承認された期間については、10年以内であれば一定の金額を加算して保険料をさかのぼって納めることができます。

なお、申請する年度または前年度において退職(失業)した場合には、特例免除制度があります。

■こんな年金が受けられます

▶老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間と免除期間やカラ期間(任意加入しなかった期間で受給額には反映されません)などをあわせて25年以上ある方に、原則として65歳から支給されます。

20~60歳の40年間すべて保険料を納めた場合に満額支給(平成25年10月からは77万8千500円)となります。

▶障害基礎年金

国民年金の加入中に初診日があり、保険料納付などの

要件を満たした方が、病気(がんなどで長期療養が必要な場合も対象)やけがで日常生活に著しく障害のある状態と認定されたときに支給されます。

なお、20歳前に障害の状態になった場合は、20歳から年金が請求できます(一定の所得制限あり)。

▶遺族基礎年金

国民年金に加入中の方などが亡くなったとき、保険料納付などの要件を満たしていれば、その方によって生計を維持されていた子のある妻または子が遺族基礎年金を受けられます(子とは、18歳到達年度内または20歳未満で障害の状態にある子)。

他に死亡にかかる遺族への年金給付として、寡婦年金、死亡一時金の制度があります。詳細はお問い合わせください。

■保険料「後納制度」のご利用を

国民年金保険料は納期限から2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、昨年10月~平成27年9月30日の間に限り、過去10年間の納付が可能となりました。この制度を利用することで年金額を増やすことや、納付期間不足により年金が受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

詳細はお問い合わせください。

岡国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011-050)、立川年金事務所(☎523-0352)

■社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。このため、今年1月~9月末に納付された方へ、11月上旬に日本年金機構から控除証明書が送付されます。年末調整や確定申告の際には、必ず証明書を添付してください。

岡控除証明専用ダイヤル(☎0570-070-117)

■年金事務所が国民年金業務の一部を民間業者に委託

(株)オリエントコーポレーションが電話や文書、戸別訪問などで国民年金保険料の納付案内を行っています。

岡(株)オリエントコーポレーション(☎0120-217-736)、立川年金事務所(☎523-0352)